

岐阜県公報

目次

告示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
(森林整備課) 五六一
 道路の区域変更
(道路維持課) 五六二
 道路の供用開始
(同) 五六二

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
(環境生活政策課) 五六三
 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
(商業流通課) 五六三
 公共測量の実施
(用地課) 五六四
 大垣都市計画の変更案の縦覧
(都市政策課) 五六四

告示

岐阜県告示第五百五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十一年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除

第二千七百十六号
 平成二十一年八月二十五日

（火曜日）

を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道 神原線 揖斐川	道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅	延長	備考
						員		
同 郡同 町同 字同 三三番一地先まで	同 郡同 町同 字同 二二番一地先まで	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	同 郡同 町同 字同 二二番一地先まで	同 郡同 町同 字同 三三番一地先まで	ハ・ハ メイト ル	ハ・ハ メイト ル	
後	前	後	前	後	前	二〇 二・五	ハ・ハ メイト ル	六六

揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出三三番一地先から	同 郡同 町同 字同 三四番一地先まで	後	前	ハ・ハ 三・〇	ハ・ハ 三・〇	ハ・セ
		二・ハ 三・〇	二・ハ 三・〇			

岐阜県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道 神原線 揖斐川	道路の種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定又は 変更の告示 年月日）
同 郡同 町同 字同 四八番地先まで	同 郡同 町同 字同 出二〇番二地先から	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	同 郡同 町同 字同 四八番地先まで	同 郡同 町同 字同 出二〇番二地先から	二四・五	平成 三・八・二五
同 郡同 町同 字同 四八番地先まで	同 郡同 町同 字同 出二〇番二地先から	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥字北出二〇番二地先から	同 郡同 町同 字同 四八番地先まで	同 郡同 町同 字同 出二〇番二地先から	二〇・三	平成 三・八・二五

岐阜県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	山之上線 古井線	美濃加茂市山之上町字若狭三四五〇番地先から 同市同町字蔵洞三五五三番一地先まで	前	三・六 〇・〇 メートル	二・三・八 〇・〇 メートル	
			後	四・二 三・〇 メートル	二・三・八 〇・〇 メートル	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人田舎楽園
- 三 代表者の氏名 嶋崎 恒哉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市落合一四五九番地の二三〇
- 五 定款に記載された目的 この法人は、文化・歴史・自然というかけがえのない地域資産を、確実に後世に手渡す考えに基づき、地域社会や市民、里山保全等の地域資産の保全を願う人々、農用地の有効活用及び耕作放棄地の解消を願う人々に対し

て、耕作放棄された栗園や農用地、周辺の文化・歴史・自然環境の再生整備、保全、運営に関する活動を通じ、文化的健康的であり地産地消による地球環境にやさしい暮らしを送れるよう、また、都市住民と地域住民の連携や協力を通じて、相互に明るい未来像を描くことができるように支援する事業を行い、また、自然体験を通じて自然保護教育の場としての存在を担い、里山や周辺地域の自然環境の保全と地元の発展に寄与するとともに、農・商・工の連携による地域経済の活性化及び雇用促進等優しさと活力のある社会の実現に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称 浅野 輝雄 外
 - 二 建物の名称及び所在地 パロー市橋店
岐阜市市橋二丁目二八 外
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。
- 平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ

二 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロ市橋店

岐阜市市橋二丁目一七番地の一 外

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十一年七月二十七日から

同二十二年三月十二日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十一年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画公園

6・5・1号 浅中公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年八月二十五日から

平成二十一年九月八日まで

五 注意事項

意見書には、指名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十一年八月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社